## ◎生活福祉資金特例貸付における償還免除について

埼玉県社会福祉協議会より、令和4年3月31日までに「緊急小口資金」「総合支援資金 初回貸付」を申請された方に「償還免除対象となる特例貸付について」が順次発送されて います。

免除の対象になる方は「免除申請」を、対象にならない方は「償還手続き(預金口座振替 依頼書の手続き)」をお願いします。

## ※償還免除等の詳細については、埼玉県社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

→生活福祉資金特例貸付における償還免除について (Information on Exemption of Small and Comprehensive Loan) | 埼玉県社会福祉協議会 (fukushi-saitama.or.jp)

## 【償還免除等に関する問い合わせ先】

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

電話番号 050-2018-1839 (受付時間 平日9:00~17:00)